

収容人員の算定基準

区分	主な用途	収容人員の算定方法
(1) 項	劇場 映画館 演劇場 観覧場 公会堂 集会場	次により求めた数の合計 1、従業員の数 2、【客席部分】 イ.固定席のいす席→いす席の数（長いすの場合：幅0.4mごとに1人 端数切捨） ロ.立見席→0.2㎡ごとに1人 ハ.その他の部分（ます席、たたみ席etc.）→0.5㎡ごとに1人 ※客席の部分には入口、便所、廊下を含まないこと
(2) 項 (3) 項	遊戯場 パチンコ店 ゲームセンター ボウリング場 ダンスホール その他 娯楽施設	次により求めた数の合計 1、従業者の数 2、機械器具を使用して遊技を行うことのできる者の数 3、観覧・飲食・休憩用の固定いす席→いすの数 （長いす式の場合は、幅0.5mごとに1人 端数切捨）
	その他 キャバレー、カフェ ナイトクラブ 待合、料理店 飲食店 その他 類するもの	次により求めた数の合計 1、従業者の数 2、【客席部分】 イ.固定席のいす席→いす席の数（長いすの場合：幅0.5mごとに1人 端数切捨） ロ.その他の部分→3.0㎡ごとに1人
(4) 項	百貨店 マーケット 店舗 展示場	次により求めた数の合計 1、従業者の数 2、【主として従業者以外の者の使用に供する部分】 イ.飲食・休憩用の部分→3.0㎡ごとに1人 ロ.その他の部分→4.0㎡ごとに1人 ※売場の床面積は売場内の通路を含む
(5) 項	イ 旅館、ホテル 又は宿泊所	次により求めた数の合計 1、従業者の数 2、【宿泊室】 イ.洋式の宿泊室→ベッドの数 ロ.和式の宿泊室→6.0㎡ごとに1人 3、【集会・飲食・休憩用の部分】 イ.固定席のいす席→いす席の数（長いすの場合：幅0.5mごとに1人 端数切捨） ロ.その他の部分→3.0㎡ごとに1人 ※ダブルベッドは2人として算定する
	ロ アパート、マンション	居住者の数により算定
(6) 項	イ 病院、診療所 又は助産所	次により求めた数の合計 1、医師・歯科医師・助産師・薬剤師・看護師その他従業者の数 2、病室内の病床の数 3、待合室等→3.0㎡ごとに1人
	ロ 老人短期入所施設 養護老人ホーム 介護老人保健施設 障害者支援施設 老人デイサービスセンター 老人福祉センター 保育所 など	次により求めた数の合計 1、従業者の数 2、老人・乳児・幼児・身体障害者・知的障害者その他の要保護者の数 (a)就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数 (b)通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業員で対応できると事業側が想定している要保護者の最大人数。この場合において、最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には実態に応じて得た人数とすること。

	二	幼稚園 特別支援学校	次により求めた数の合計 1、教職員の数 2、幼児・児童または生徒の数
(7) 項		小・中学校、高等学校 その他類するもの	1、教職員の数 2、児童・生徒または学生の数
(8) 項		図書館、博物館、 美術館 など	1、従業者の数 2、閲覧室・展示室・展覧室・会議室・休憩室の床面積の合計→3.0㎡ごとに1人
(9) 項		公衆浴場、蒸気浴 場、熱気浴場	1、従業者の数 2、浴場・脱衣場・マッサージ室・休憩用の部分の床面積の合計→3.0㎡ごとに1人
(10) 項		車両停車場、航空機発着場	従業者の数
(11) 項		神社、寺院、協会	1、神職・僧侶・牧師・その他従業者の数 2、礼拝・集会・休憩の用に供する部分の床面積の合計→3.0㎡ごとに1人
(12) 項		工場、作業場、スタジオ	従業者の数
(13) 項		駐車場、飛行機格納庫	従業者の数
(14) 項		倉庫	従業者の数
(15) 項		上記に該当しない 事業所	1、従業者の数 2、主として従業者以外の者の使用に供する部分→3.0㎡ごとに1人 ※(15) 項の事業場として官公署・銀行・その他事業所などの防火対象物を含む
(16) 項		複合用途	上記の各用途ごとに分割して、それぞれの用途部分ごとに収容人員を算定し、合算する
(16) 項の2		地下街	
(17) 項		重要文化財	床面積5.0㎡ごとに1人